

## 特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定 ダイバーシティ・エデュケーター資格認定及び審査規程

### (目的)

- 第1条 特定非営利活動法人日本 BPW 連合会（以下「日本 BPW 連合会」という）は、女性の地位向上・平等・あらゆる形の暴力の根絶に向け、多様性社会を支える指導者養成を図ることを目的に特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定ダイバーシティ・エデュケーター（以下「ダイバーシティ・エデュケーター」という）の資格を定める。
2. 前項の資格認定審査を適正に行うために本規程を設ける。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、本資格を取得することができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 反社会的勢力に関わる活動をしている者
- 三 信用失墜行為を行ったと認められる者

### (資格認定の実施)

第3条 日本 BPW 連合会は、別途定める特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定ダイバーシティ・エデュケーター資格認定審査委員会規程に基づいて設置された資格認定審査委員会にて資格審査を行う。

第4条 資格の認定を希望する者は、別表1に示された養成カリキュラムに従い日本 BPW 連合会主催（共催・後援含む）で開催された講座等を受講し、次の号に掲げる書類を添えて、申請手数料を納付の上、資格認定審査委員会で可否の審査を受けなければならない。

- 一 ダイバーシティ・エデュケーター資格申請書
- 二 研修実績証明書及びレベルごとに指定された書類
- 三 申請手数料送金控えの写し

### (登録)

第5条 前条の資格審査に合格し、所定の登録料を支払い、登録手続きを経た者に対して日本 BPW 連合会は、ダイバーシティ・エデュケーターの資格認定証を付与する。

2. ダイバーシティ・エデュケーターは、研修会等に出席し、常に資質の向上に努めなければならない。

### (資格レベル及び名称)

第6条 資格認定委員会は、別表1に定める養成カリキュラムに添った所定の研修実績ポイントによる申請に基づき、審査を行い、ベーシック (B)、アドバンス (A)、スペシャリスト (S) の3つのレベルのダイバーシティ・エデュケーター資格認定を行う。

2. 第1条に基づいた本資格の目的に向け、ベーシック (B) は、基礎的な知識を習得したと認められる場合に、アドバンス (A) は、高度な知識とスキルを習得したと認められる場合に、そしてスペシャリスト (S) は、より高度な知識とスキルを持ち、指導者として実践する力があると認められた場合に付与する。
3. それぞれのレベルの取得に必要な研修、ポイント数は別表1に示す。
4. それぞれの資格認定審査に合格し認定された者は、ダイバーシティ・エデュケーターの名称の後に、認定されたベーシック (B)、アドバンス (A)、スペシャリスト (S) の名称をつけることができる。

(資格の変更)

第7条 資格認定証の交付を受けた者は、所定の期日までに次の号に掲げる書類を添えて、第6条に掲げる資格のうち自己が認定された資格から上位の資格に変更申請を行い、審査を受けることができる。

- 一 資格レベル変更申請書
- 二 希望する資格取得に必要な研修ポイントを証明する研修実績証明書及びレベルごとに指定された書類
- 三 申請手数料送金控への写し
- 四 現資格認定証の写し

(資格登録者の義務)

第8条 ダイバーシティ・エデュケーター資格を持つ者は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状态、健康問題の性質にかかわらず、平等に人に接し、公正な態度で、倫理的にふるまい、信用失墜行為をしてはならない。

2. 資格登録者が、その行為に抵触した場合、資格認定審査委員会の議を経て日本BPW連合会はその登録を一定期間停止又は抹消することができる。

(不服申し立て)

第9条 第8条2による決定に対して不服がある場合は、決定から1ヶ月以内に日本BPW連合会事務局に申し立てることができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、日本BPW連合会執行役員会議によって行う。

(実施)

第11条 この規程は、2020（令和2）年5月31日からこれを実施する。

## 特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定 ダイバーシティ・エデュケーター資格認定審査委員会規程

### (目的)

第1条 特定非営利活動法人日本 BPW 連合会(以下「日本 BPW 連合会」という)は、特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定ダイバーシティ・エデュケーター資格認定審査を行うために資格認定審査委員会(以下「委員会」という)を設ける。

### (委員会の構成等)

第2条 日本 BPW 連合会執行役員会は、役員及び会員から委員若干名(5名程度)を選任する。

2. 委員の任期は、役員任期とし概ね2年程度とする。但し、再任を妨げない。
3. 委員会は、委員長1名を互選により選出し、その運営の適正を期するものとする。
4. 審査は、委員の5分の3以上の出席をもって成立する。
5. 第3条に規定する1号から4号において、委員の可否が同数の場合は委員長が決定する。

### (業務内容)

第3条 委員は、次の業務を行う。

- 一 資格認定審査
- 二 資格レベル変更審査
- 三 連合会主催・共催・後援の講演会・研修会等研修ポイント認定の可否判断
- 四 別に定める特定非営利活動法人日本 BPW 連合会認定ダイバーシティ・エデュケーター資格認定審査規程第8条2項に関わる業務
- 五 審査結果の日本 BPW 連合会執行役員会への報告

### (守秘)

第4条 委員は、その業務の実施に当たって不正行為を行ってはならない。また、業務上知り得た個人情報や審査過程等についてこれを他に口外してはならない。

### (改正)

第5条 この規程の改正は、日本 BPW 連合会執行役員会議によって行う。

### (実施)

第6条 この規程は、2020(令和2)年5月31日からこれを実施する。

別表1. ダイバーシティ・エデュケーター養成カリキュラム及びポイント表

	科目	講座	ポイント	取得要件			受講料(資料代込)	受講時間	
				ベーシックB	アドバンスA	スペシャリストS			
養成カリキュラム	コア専門科目	ハラスメント対応講座 I (基礎)	必須	○	○	○	一般 16,000 円 / BPW 会員 8,000 円	3.5 時間	
		ハラスメント対応講座 II (応用)	必須	○	○	○	一般 35,000 円 / BPW 会員 22,000 円	5 時間	
		グローバルスタンダード・SDGs 講座	必須	○	○	○		3 時間	
	コア実践科目	魅力的なプレゼンスキル	5		○	○			
		相談・コンフリクト・リスクマネジメントスキル	5		○	○			
		実践実習	10			○	基礎・応用講座実習		
	選択科目	<SDGs 推進分野>							1 時間 1ポイント
		<ジェンダー平等・パリティ分野> 男女共同参画社会基本法と歴史							
		<ダイバーシティ分野> リスクマネジメントとダイバーシティ							
		<ビジネスマネジメント分野> デジタルツールマスターコース							
<リーダーシップ分野>									
<国際関連分野>									

資格名称	申請可能取得ポイント	申請手数料・資格登録料
ダイバーシティ・エデュケーター・ベーシック(B)	指定コア専門科目受講修了	申請手数料 1万円 資格登録料 2万円 (審査承認後)
ダイバーシティ・エデュケーター・アドバンス(A)	ベーシック取得後、コア実践科目 10P+選択科目 2 分野以上から 10P 以上 計 20P 以上	
ダイバーシティ・エデュケーター・スペシャリスト(S)	アドバンス取得後、コア実践科目 10P+選択科目 3 分野以上から 10 ポイント以上 計 20P 以上	

講座の案内は、日本 BPW 連合会 HP やチラシなどでアナウンス予定。

詳細は日本 BPW 連合会にお問い合わせください。